

X 手数料

1 漁業権免許申請及び漁業許可申請等の手数料

福島県漁業権免許申請等手数料条例（平成12年3月24日制定）

手数料の名称	平12.4.1施行	
漁業権免許申請手数料	3,700円	
漁業権共有認可申請手数料	3,700円	
漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円	
個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	1,200円	
漁業権移転認可申請手数料	1,200円	
休業中の漁業許可申請手数料	2,500円	
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円	
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円	

2 免許漁業原簿謄本交付等の手数料

福島県免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付等手数料条例（平成12年3月24日制定）

手数料の名称	平12.4.1施行	
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	520円	用紙1枚につき
漁場図の謄本又は抄本の交付手数料	520円	用紙1枚につき
免許漁業原簿等閲覧手数料	280円	1件につき

3 漁船登録申請等の手数料

福島県漁船登録申請等手数料条例（平成12年3月24日制定）

手数料の名称	平16. 3. 26施行	
漁船登録申請手数料 ・無動力漁船 ・総トン数20トン未満の動力漁船 ・総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 ・総トン数100トン以上の動力漁船	4,600円 6,900円 7,400円 7,900円	1隻につき
漁船登録票再交付手数料	2,400円	1隻につき
漁船検認手数料	3,600円	1隻につき
漁船登録変更申請手数料 ・無動力漁船 ・総トン数20トン未満の動力漁船 ・総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 ・総トン数100トン以上の動力漁船	2,300円 3,400円 3,700円 4,000円	1隻につき
漁船登録謄本交付手数料	440円	用紙1枚につき

4 小型漁船総トン数測度の手数料

福島県小型漁船総トン数測度手数料条例（平成12年3月24日制定）

手数料の名称	平17. 4. 1施行	
5トン以上20トン未満の小型漁船の総トン数の測度を行う場合 ・全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 ・上記以外の容積の測度	37,000円 26,000円	1隻につき
3トン以上5トン未満の小型漁船の総トン数の測度を行う場合 ・全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 ・上記以外の容積の測度	19,000円 14,000円	1隻につき
3トン未満の小型漁船の総トン数の測度を行う場合 ・全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 ・上記以外の容積の測度 ・実測によらない総トン数の測度を行う場合	14,000円 14,000円 800円	1隻につき

5 遊漁船業者登録申請等の手数料

福島県遊漁船業者登録申請等手数料条例（平成15年3月24日制定）

手数料の名称	平15. 4. 1施行	
遊漁船業者登録申請手数料	20,000円	1件につき
遊漁船業者登録更新申請手数料	16,000円	1件につき

6 参考

茨城県漁業許可申請等の手数料

茨城県手数料徴収条例（平成12年3月28日制定）

手数料の名称	平29. 4. 1施行	
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円	
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円	
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	520円	用紙1枚につき
漁場図の謄本又は抄本の交付手数料	520円	用紙1枚につき
免許漁業原簿閲覧手数料	280円	

宮城県漁業許可申請等の手数料

手数料条例（平成12年3月28日制定）

納入義務者	平29. 4. 1施行	
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可を申請する者	2,900円	
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可を申請する者	2,400円	
免許漁業原簿（漁場図を除く）の謄本又は抄本の交付を請求する者	520円	用紙1枚につき
漁場図の謄本又は抄本の交付を請求する者	520円	用紙1枚につき
免許漁業原簿又はその附属書類の閲覧を請求する者	280円	